

川越市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和6年6月27日 午後2時
- 3 閉 会 令和6年6月27日 午後4時
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、長谷川 均、嶋野道弘、飯島 希、岡本絃子
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長佐藤喜幸、学校教育部長岡島一恵、教育総務部副部長兼教育総務課長佐藤利貞、学校教育部副部長兼学校管理課長西貝俊哉、教育総務部参事兼中央公民館長小熊政彦、教育総務部参事兼博物館長中里良明、学校教育部参事兼教育指導課長早川美彦、学校教育部参事兼教育センター所長嘉手川 満、教育財務課長水村将晃、地域教育支援課長吉野泰弘、文化財保護課長齊木 隆、中央図書館長羽生田奈々絵、学校給食課長宮沢 茂、市立川越高等学校事務長松本秀規、学校管理課副参事川鍋 寛

8 前回会議録の承認

令和5年度第7回定例会会議録、第8回定例会会議録及び第9回定例会会議録の承認をした。

なお、令和5年度第10回定例会会議録、第11回定例会会議録、第12回定例会会議録、第13回定例会会議録、第14回定例会会議録、令和6年度第1回定例会会議録及び第2回定例会会議録については、現在調整中であるため、次回会議において、承認することとなった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第9号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

副部長兼教育総務課長

令和6年度一般会計補正予算のうち、教育委員会が所管する補正予算について、本来であれば川越市教育委員会事務委任規則第2条第10号の規定により、教育委員会の議決が必要であるが、本市議会への議案上程前に教育委員会会議を招集するいとまがなかったことから、同規則第4条の規定により教育長が臨時に代理したもののについて、同規則第5条の規定に基づき教育委員会の承認を求めるものである。

まず、歳入としては、597万5,000円増額しようとするものである。その内訳として、教育指導課が所管する学校部活動地域連携・地域移行推進基金の基金利子7万5,000円を積み立てるとともに、市債において、令和7年度に予定し

ている市立川越高等学校の体育館空調設備設置工事に向けて、その設計に係る経費として５９０万円をそれぞれ増額するものである。

続いて、歳出として、１億７８０万６，０００円増額しようとするものである。教育総務費、事務局費は１億１８７万５，０００円の増額で、学校管理課が所管する学齢簿就学援助システムの標準化対応に係る業務委託料１８０万円と、教育指導課が所管する学校部活動地域連携・地域移行推進基金の積立金の１億７万５，０００円をそれぞれ増額しようとするものである。なお基金積立については、１億円の団体寄付を原資としている。また、高等学校費、高等学校総務費は５９３万１，０００円の増額で、市立川越高等学校の体育館空調設備設置工事に向けた設計業務委託に係る経費を増額するものである。以上により、令和６年度の歳出予算を１億７８０万６，０００円増額し、その合計を１４２億１１８万９，０００円にしようとするものである。

最後に債務負担行為の補正として、学齢簿就学援助システムの標準化対応に係る業務委託について、国が示す標準仕様書の変更などに伴い、令和７年度の限度額を３，２２１万２，０００円に増額しようとするものである。

委 員

学校部活動地域連携・地域移行推進基金の積立金約１億の寄付金とは別に、以前企業から１００万円程度の寄付があったと認識しているが、今回計上しないのか。

参事兼教育指導課長

１００万円の寄付金については、すでに計上している。

委 員

約１億円の積立金について、使い道の想定はしているのか伺いたい。

参事兼教育指導課長

他市町村など先行事例等を見ると、指導者への報償費等に費用がかかっている。今後、報償費については保護者からの受益者負担という形も念頭に、当該予算への補助等も選択肢として、使い道の検討をしていく必要がある。

委 員

学齢簿就学援助システム標準化対応業務委託とはどのようなものか。

副部長兼学校管理課長

当該システムの標準化については、国が定める地方公共団体情報システムの標準化対象の２０業務の１つとして、国が示す基準に適合したシステムへの移行を行うものである。

委 員

システムを標準化することによる効果は何か。

副部長兼学校管理課長

システムの標準化については、国が地方公共団体情報システムの標準化基本方針

を定めており、当該方針においては、「システムの統一標準化の取組により、地方公共団体が情報システムを個別に開発することによる人的、財政的負担を軽減し、地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようにするとともに、新たなサービスの迅速な展開を可能にすることを目指している」と示されている。本市でもこのような取組を通して国が示す方針と同じ方向に進むと認識をしている。

委員

学齢簿就学援助システムは、どのようなシステムか。

副部長兼学校管理課長

学齢簿就学援助システムは学校教育法施行令第1条第1項に基づき、市内に住民登録している学齢児童及び学齢生徒の学籍状況を把握し適切に就学事務を実施していくための学齢簿の編製と、学校教育法第19条に基づき、経済的な理由で就学が困難な児童生徒等の保護者に対する給食費や学用品費等の援助、いわゆる就学援助を実施していくための支援システムとして構築されているものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第2議案第10号 川越市立博物館協議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第3議案第11号 川越市立川越高等学校教育審議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第4議案第12号 川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第5議案第13号 川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会への諮問について

(非公開)

日程第6議案第14号 川越市立学校給食センター運営委員会委員を委嘱することについて

(非公開)

10 報告事項

(1) 川越市教育委員会の活動の点検評価懇話会委員の選任について

副部長兼教育総務課長

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年行っている。その際、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用が義務付けられていることから、本市においては、川越市教育委員会の活動の点検評価懇話会を設置し、意見をいただいている。今年度の委員については、昨年度と同様の4名を選任している。

今後は、7月初旬から中旬にかけ、懇話会を2回ほど開催し、委員の方々からご意見をいただき、意見を付した報告書の作成をする。報告書案については8月の教育委員会会議に議案として上程をする予定である。その後市議会9月定例会に報告書を提出し、11月に公表というようなスケジュールで準備をしている。

委員

今年度重点的に評価してほしいという視点はあるか。

副部長兼教育総務課長

特定の事項に強くご意見を求めようということはない。委員の皆様が関心のあるところについてご意見をいただくという方針で進めさせていただく。

委員

評価の方法について、簡素化していくことはあるか。

副部長兼教育総務課長

点検評価については、5年間を一区切りで行っており、令和5年度分の評価は3年目の評価にあたる。その点で、現在評価のスタイルを変える予定はないが、評価を簡便にしようというご意見を踏まえ、第2次川越市教育振興基本計画の評価から第3次へ移行する際に、今まで施策ごとに評価をしていたものを、單元ごとに評価をしていくというような内容に変更するなど工夫をしたところである。

(2) 川越市大学奨学金の今後の方針について

副部長兼教育総務課長

川越市大学奨学金支給制度は平成29年9月に設置した川越市大学奨学金基金を原資として奨学金を支給しているものである。実施の状況について、制度開始時の平成29年度から令和5年度までの総支給対象者数は35名、令和5年度までの支給済み額は総計2,873万2,000円となっている。令和5年度末の基金残高は5,591万1,000円である。

今後については、基金残高の状況を考慮しながら、引き続き各年度において5名程度の奨学生を募集するという、従前通りの数は維持していきたい。現在国などの高等教育への支援制度がかなり充実してきている状況であるため、その動向を見据えながら、運用方法については引き続き研究をしてまいりたいと考えている。

委員

基金残高がなくなると終了するという認識か。

副部長兼教育総務課長

現在の大学奨学金の支給原資は、基金の積立であり、現在の制度の考え方からすると、基金残高がなくなった時点で、奨学金支給制度も終了するという認識である。

委員

令和5年度の収支をみると、ふるさと納税の影響もあり、収入が支出を大きく上回っており、基金残高は増加している。残高があるなかで、支給5名としている根

拠はなにか伺いたい。ニーズがあるのであれば、人数については柔軟に変更できるのではないかと。

副部長兼教育総務課長

寄付金の推移だが、平成29年度から5年間の令和3年度までは、当初の寄付を申し出ていただいた方の5,000万円を5年間に分割した数字が含まれており、例えば平成29年度は、1,000万円以外の寄付は21万円のみであった。我々としては令和5年度は、たまたま1,000万円を超えるご寄付をいただいたと捉えている。今後は、毎年この程度の水準を維持する努力をしなければならないと思っているが、その数字を常に維持し続けることは難しいと考えている。そういう意味で、当初の5,000万円を運用する際に想定した、各年度5名ずつという方針は、5,000万円を使い切るまでは変更しない考えである。それ以降は、ご指摘いただいたように、必要があれば、制度の内容を変えられるように研究をしていく。

委員

企業寄付やふるさと納税に関して、行政側からの情報発信を強化、継続すると協力してくれる企業や個人が多くいると思っている。行政側からの情報発信について伺いたい。

副部長兼教育総務課長

現在は、奨学生となった方の大学生活に対する気持ちや、卒業された方の卒業後の進路、大学奨学金を活用することによって大学生活がどれだけ充実したかといったアンケート結果をホームページにて情報発信させていただいている。そのような状況を知らせることで、寄付していただいた方にも、子どもたちに有効に使われているという説明になると考えている。

(3) 川越市立特別支援学校の令和7年度生徒募集について

参事兼教育センター所長

令和7年度生徒募集について、募集人数16名、入学選考期日は令和7年1月10日としており、県立特別支援学校より早い実施となる。第1希望が川越市立特別支援学校となるため、本校の教育課程にあった生徒の入学が期待される。

委員

県立特別支援学校より入学選考期日を早めることで、効果が出ているのか。

参事兼教育センター所長

選考期日を早めることで、力のある生徒に入学いただくことに一定の効果があると認識している。

委員

在籍生徒の川越市内と市外の割合はどの程度か伺いたい。

参事兼教育センター所長

人数で申し上げますと、全校生徒46名のうち、川越市内の者が29名、川越市外

の者が17名である。

委員

市内の人たちが希望しても全員が入学できるわけではないと思うが、その理由は学力の問題や求める生徒像、応募資格に照らして基準に達していないということか。

参事兼教育センター所長

そのとおりである。

委員

川越市立特別支援学校に入学金はないのか伺いたい。

参事兼教育センター所長

入学金はない。理由の1つとして、川越市立特別支援学校管理規則で、授業料については無料としていることが挙げられる。他の県立特別支援学校についても、職業科においては必要なところもあるが、基本的には授業料は、無料と認識している。

(4) 川越市立上戸小学校受変電設備改修工事請負契約について

教育財務課長

川越市立上戸小学校受変電設備改修工事請負契約については、川越市立上戸小学校の受変電設備に、電気設備工事、建築工事を施そうとするものである。契約の方法は一般競争入札であり、契約の相手方は飯島電器工事株式会社である。工期を令和6年6月25日から令和7年2月28日まで、契約額を3,324万4,200円で契約締結したものである。

委員

電線ケーブル等の盗難が続いているが、その対応はどうなっているか伺いたい。

教育財務課長

どういう対応が取りうるか検討している状況である。

1.1 その他

- (1) 議事に先立ち、議案第10号、議案第11号、議案第12号及び議案第14号は性質上公開になじまない事務事業に関する情報にあたり、議案第13号は意思決定過程における情報にあたることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取り扱うことに決定した。
- (2) 議案第11号の関係者として、学校管理課副参事の出席について各委員が承認し出席が認められた。
- (3) 会議録の署名委員として長谷川教育長職務代理者、飯島委員が指名された。
- (4) 次回教育委員会は、令和6年7月25日（木）午前10時開会に決定した。